

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
金融商品取引法	金商法
金融商品取引法施行令	金商法施行令
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
有価証券の取引等の規制に関する内閣府令	取引規制府令
空売り規制の総合的な見直しについて（案）	見直し（案）

No.	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
○借入れ有価証券の裏付けの確認関係			
1 ※	取引規制府令第9条の3第1項第6号	「取引所金融市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者を通じて当該空売りの受託又は委託の取次ぎの引受けに代えて買い付けた当該空売りに係る有価証券を除く。」とある。かかる除外は、見直し（案）4（2）③において、規制の潜脱に利用されるおそれのある取引への対応の例として掲げられていた、「実質的には、顧客の空売りの委託注文であるのに、これを証券会社の自己勘定による実売りであると見せかける等により、規制を免れる行為を規制することに対応するための規定であり、価格規制の潜脱を規制することを趣旨とするものと理解している。かかる趣旨に鑑み、委託又は委託の取次ぎの申込みをする者と「通じ」とは、具体的にどのようなことを内容とする意思疎通又は情報共有が行われることを意味するのか。	「通じて」とは、民法第94条第1項にも用例があるとおり、「通謀して」、「示し合わせて」等の意義です。 また、「代えて」とは、「空売りの受託又は委託の取次ぎの引受け」を行う代わりに「買い付け」を行うことをいいます。 いずれにしても、これらの要件を充たすかは、個別事案ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
2 ※		「通じて」の意味するところについて、意思疎通の内容や情報共有の程度等の観点を含めて、考え方を示してほしい。	
3 ※		「代えて」の意味するところについて、「空売りの受託」と「買い付け」の関連性や売買執行のタイミング等の観点を含めて、考え方	

		を示してほしい。	
4 ※		<p>借入れ有価証券の裏付けの確認に係る適用除外として、「買い付けた有価証券（取引所金融商品市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者を通じて当該空売りの受託又は委託の取次ぎの引受けに代えて買い付けた当該空売りに係る有価証券を除く）であってその決済を完了していない有価証券の売付けを行う取引のうち、当該買い付けた有価証券により当該売付けの決済を行う取引」が掲げられており、同号は、明示・確認義務の適用除外規定（同11条）及び価格規制の適用除外規定（同15条）にも含まれている。</p> <p>したがって、委託注文に代えて、顧客の空売りに係る決め商いを行う場合には、顧客に対して借入れ有価証券の裏付けの確認を行うほか、自己ブックで行う市場での反対売買の売付けについては、空売りの明示義務及びトリガーに到達した銘柄であれば価格規制が課されるという理解でよいか。</p> <p>なお、顧客によっては、「取引所金融商品市場においてする空売りの委託をそもそも意図せず、当初より証券会社との間で空売りの決め商いのみを行う」という場合も考えられる。</p> <p>特にオークション市場が開いていない時間帯（寄り前、ランチタイム、引け後）に決め商いを行う場合には、「委託注文に代えて」という状況にはなく、また、直ちに反対売買を行えないことから、借入れ有価証券の裏付けの確認等の一連の規制の適用対象外ということによいか。</p> <p>その理解で正しいのであれば、その点を明確にするためにも、「取引所金融商品市場での売買立会が行われている時間に買付けた空売りに係る有価証券を除く」といった文言にすべきではないか。</p>	<p>「取引所金融商品市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者を通じて当該空売りの受託又は委託の取次ぎの引受けに代えて買い付けた当該空売りに係る有価証券」に該当する場合には、借入れ有価証券の裏付けの確認等、明示・確認義務及び価格規制が課されることとなります。</p> <p>「取引所金融商品市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者を通じて当該空売りの受託又は委託の取次ぎの引受けに代えて買い付けた当該空売りに係る有価証券」に該当するか否かは、個別事案ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであり、オークション市場が開いていない時間帯であることのみをもってこれに該当しないとすることは適当でないと考えられます。</p>
5	取引規制府令第9条の3第1項第12号	「投資信託受益証券等」には「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」（同号ハ）及びこれを受託有価証券とする有価証券信託受益証券（同号ヘ）は含まれているものの、	ご指摘を踏まえ、外国投資証券のうち外国投資信託の受益証券に類似するものについて、「投資法人債券に類する証券」との

	<p>①投資法人債券に類する証券以外の外国投資証券及び②これを受託有価証券とする有価証券信託受益証券が含まれていない。しかしながら、東京証券取引所の有価証券上場規程（以下、「上場規則」という。）においては指標に連動する外国投資証券は投資法人債券に類する証券に限らず「外国ETF」として（上場規則第1001条第5号）、この外国投資証券（外国ETF）を受託有価証券とする有価証券信託受益証券は「外国ETF信託受益証券」として（上場規則第1001条第6号）、上場を想定したうえでの制度整備がなされている。また、上場された①投資法人債券に類する証券以外の外国投資証券及び②これを受託有価証券とする有価証券信託受益証券は、取引規制府令案の同号イからトに掲げられている証券と同様に指標に連動する「ETF」として区別なく売買されるものであること等を踏まえると、同号の「投資信託受益証券等」に①投資法人債券に類する証券以外の外国投資証券及び②これを受託有価証券とする有価証券信託受益証券を含めたうえで、同様に空売り規制の適用除外とするべきである。</p>	<p>限定を外すよう、規定を修正いたしました（取引規制府令第9条の3第1項第12号）。</p> <p>また、取引規制府令第15条の7についても同様の修正をいたしました。</p>
6	<p>「投資信託受益証券等」に、「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」（同号ハ、いわゆる会社型の外国籍ETFの発行する投資法人債券に類する証券のこと）及び「これを受託有価証券とする有価証券信託受益証券」（同号ヘ）は含まれているが、①投資法人債券に類する証券以外の外国投資証券（いわゆる会社型の外国籍ETFの発行する投資証券に類する証券のこと、以下、「投資証券型外国投資証券」という）及び②これを受託有価証券とする有価証券信託受益証券（以下、投資証券型外国投資証券と併せ、「投資証券型外国投資証券等」という。）が含まれていない。その結果、投資証券型外国投資証券等に関しては、投資信託受益証券等に含まれる他のETF（以下、「その他のETF」という）と異なり、一定の交換・取得にかかるつなぎ売りや、裁定取引、ヘッジ取引等につき規制がかかることとなる。投資信託受益証券</p>	

		等に「外国投資証券で投資法人債券に類する証券以外の証券」及び「これを受託有価証券とする有価証券信託受益証券」を含めるよう、強く要望する。	
7 ※		<p>今般、統一された「投資信託受益証券等」の定義に基づき適用除外の対象となる取引の範囲が拡大しており、実質的に同種の経済効果を伴う取引を同一の規制に服せしめる点で優れた変更案であると思料する。</p> <p>例えば、現在国内の取引所で取引されているETNは、実質的に外国ETF等と同様の経済効果を持つものと考えるが、取引規制府令第9条の3第1項第12号ニに該当し「投資信託受益証券等」に含まれると理解してよいか。</p>	ご指摘のETNにつき空売りをを行う取引については、金商法第2条第1項第5号に掲げる有価証券につき空売りをを行う取引として、借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外とされています（金商法施行令第26条の2の2第5項、取引規制府令第9条の3第1項3号口）。
8 ※	取引規制府令第9条の3第3項第5号	いわゆるVWAP保証取引のためのヘッジをPTSにおいて価格規制適用除外で行うために、任意の取引所金融商品市場の価格に基づき計算されたVWAP値を使うことを合意していることが要件となっていると理解してよいか。	ご理解のとおりです。
9 ※		いわゆるVWAP保証取引のためのヘッジをPTSにおいて価格規制適用除外で行うための要件として、ヘッジ後に顧客とPTS上においてクロスすることを合意している場合も含まれるか。	ご理解のとおりです。
10 ※	金商業等府令第117条第1項第24の5号	<p>同号では、有価証券の管理方法の確認について規定されているが、店頭売買有価証券に関しては取引規制府令第9条の3第2項第3号から第5号、PTSに関しては同第9条の3第3項第3号若しくは第4号について適用されるとしている。</p> <p>これらは、金融商品取引所市場における売付けに係る適用対象（取引規制府令第9条の3第1項第6号から第16号）と合致していないが、どのような理由があるのか。</p>	取引規制府令第9条の3第1項の規定は、取引所金融商品市場における売付けのみならず、店頭売買有価証券市場又は私設取引システムにおける売付けについても適用される規定です。
○空売りをを行う場合の価格関係			
11	金商法施行令第26条の4全般	株価が安定している平常時には価格規制が適用されず、大きく下落した場合にのみ適用されるトリガー制度は、過度に市場の流動性を損なうことなく売り崩し等の行為を効率的に抑止する効果が期待されるため、評価した	貴重なご意見として承ります。

		い。	
12		<p>金商法施行令案において、第26条の4が改正され、価格規制については、トリガー方式に移行し、私設取引システム（PTS）における取引を、価格規制の対象に加えることになっている。</p> <p>トリガーの発動のタイミングについて、市場間（金融商品取引所間及び金融商品取引所・PTS間）で混乱が生じないように、市場間の連携のためのインフラの整備など、市場間において、十分な連携を図り、特に市場全体が暴落した場合に混乱を招かないように、実効的な制度設計を要望したい。</p>	<p>実務の運用については、規制の実効性が確保されるよう、施行までに、規制の名宛人をはじめ、金融商品取引所や私設取引システムを運営する金融商品取引業者を含めた関係者において、適切な対応が採られるものと考えています。</p>
13 ※		<p>例えば誤発注により一時的かつ急激に株価が下落したような場合は、取引所（又はPTS運営者）の判断で価格規制を適用しない余地を設けるべきである。</p>	<p>金商法施行令第26条の第1項各号に掲げる「…（略）…当該空売りに係る有価証券の売買価格のうち…（略）…価格以下のものがあるとき」とはいえなにもかわらず、誤って価格規制が適用されていることが客観的に明らかであることが判明した場合に、実務上可能な範囲で、金融商品取引所や私設取引システムを運営する金融商品取引業者が当該規制の適用を解除することは差し支えないものと考えられます。</p>
14 ※		<p>現行と変わらず改正案においても、法令上、価格規制の名宛人は委託者および発注者である証券会社となっているが、近年の売買高速化に伴い、取引所においては、証券会社が空売りの価格規制に係る注文であることを明示のうえ発注することで価格チェックの機能を果たしているとされている（平成23年3月29日付東証取引参加者向け通知）。発注者が適切に空売りの明示をすることを前提として、各取引所およびPTSは個々の銘柄について価格規制が発動されたか否かの判断をし、価格規制発動時には直近価格以下での空売り注文の受付を拒否するため、証券会社は、取引所およびPTSに発注の価格チェックを依頼できることを改めて確認したい。</p>	<p>今回の改正は、ご指摘の金融商品取引所の運用を前提としたものです。私設取引システムについても同様の運用を想定しています。</p>

15 ※		取引所におけるシステム上の価格チェック機能については、平成23年3月29日付日本証券業協会会員通知（「金融商品取引所における空売りに関するシステム上の価格チェック機能について」）及び同日付東京証券取引所取引参加者通知（「空売りに関するシステム上の価格チェック機能について」）において、「取引所の売買システムにおける価格チェックが有効に機能されることを前提に、」「証券会社の空売りに係る価格規制（金融商品取引法施行令第26条の4）の遵守については、空売りの価格規制に係る注文であることを明示のうえ発注することで、価格チェックの機能を果たしている」との旨取り扱って差し支えない、とされているが、同様の条件の下、PTSへの発注についても各PTSの価格チェック機能に依拠しうる旨確認してほしい。	
16 ※	金商法施行令第26条の4第1項等	従前の「空売りの直近」という表現が、「空売り前の直近に」と変更され、「前」が加わっているが、条文の意味内容に変更はないとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
17 ※	金商法施行令第26条の4第1項	10%の基準を一律に全ての銘柄に適用すると、低位株に与える影響が大きい。一律10%ではなく、制限値幅と同様の考え方を適用し、例えば各銘柄の制限値幅の50%に相当する価格変動をトリガー基準とするなど、株価のレベルにより価格規制が発動する基準に差異が設けられることが望ましい。	価格規制の適用開始の基準となる価格の下落率については、規制の明確性を確保する等の観点から、一律の水準としております（取引規制府令第12条第6項）。
18 ※		施行日当日の立会時間の開始時点においては、空売りを行おうとする銘柄の「主たる市場」において施行日前日に10%以上の下落があった場合に、価格規制が適用されるということになるのか、確認したい。	ご理解のとおりです。
19 ※		「当該金融商品取引所が公表した・・・売買価格」および「主たる市場を開設する金融商品取引所が公表した・・・売買価格」には、売買立会によらない取引における売買価格が含まれないことを確認したい。	ご理解のとおりです。
20 ※	金商法施行令第26条の4第6項	「直近公表価格」は、PTSの場合、PTSが公表した価格となるのかどうか、不明ではないか。同条第6項において、「金融商品取引所」の読み替えが「金融商品取引所又は認	金商法施行令第26条の4第6項で準用される同条1項本文の「直近公表価格」を公表する「金融商品取引所」は、「法第三

		可金融商品取引業協会」のみとなっているため、PTSへの読み替えも必要となると思われる。	十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者」と当然に読み替えられます。
21	取引規制府令第12条第7項	現状、立会外取引について、売買立会とは別個の取引所金融商品市場として定めている金融商品取引所もあるところ、同項の記載では、これらの立会外取引が「主たる市場」に該当する可能性があると考えられる。よって、同項における売買高には、「売買立会によらない売買に係るものを除く」ことを明確化すべき。	ご指摘を踏まえ、「売買高」について、売買立会によらない売買に係るものを除くとの限定を付すよう、規定を修正いたしました（取引規制府令第12条第7項）。
22		例えば、複数市場に同時にIPO（他市場を経由しない直接新規上場）するような場合において、当該上場日の属する月の月末を迎えるまでの間、どの市場を主たる市場とするのか不明瞭であるため、こうしたケースを踏まえた取扱いを明確化すべき。	ご指摘を踏まえ、売買高が最も多い取引所金融商品市場がないときは、過去六月間の空売りに係る有価証券以外の有価証券の売買高の合計が最も多い取引所金融商品市場を主たる市場とするよう、規定を修正いたしました（取引規制府令第12条第7項）。
23		具体的に各銘柄の「主たる市場」がどこであるか、一括して継続的に集計・公表されることが望ましい。	貴重なご意見として承ります。 金融商品取引所等の関係者において、規制の実効性を確保するための必要な方策が採られるものと考えています。
24	取引規制府令第14条第4項	PTSの「業務内容方法書」は一般には公開されていないと思われるので、取引所の業務規程と同じく公開されることが望ましいのではないかと。	私設取引システムを運営する金融商品取引業者において、円滑な運用が確保されるよう、必要な方策が採られるものと考えています。
○空売りに係る情報の提供等関係			
25 ※	金商法施行令第26条の5全般	デリバティブ取引のショート・ポジションが報告・公表対象に含まれないことを確認したい。	ご理解のとおりです。
26 ※	金商法施行令第26条の5第2項	同項は、空売りを行った者は、会員等に情報を提供しなければならないとしている。 しかし、取引規制府令第15条の2第3項等によると、情報提供を受けた会員等において特に付け加えるべき情報はなく、空売りを行った者から提供を受けた情報を「直ちに」取引所に提供しなければならないとされてい	金融商品取引所の会員等を経由する方法によった場合、金融商品取引所において、会員等との間で構築している既存のシステム等を利用して情報を集約することができるため、投資家から直接報告を受ける場合に比

		<p>る。このため、空売りをした者から情報提供を受けた会員等は、その情報をすぐにそのまま取引所に転送するだけになると思われ、必ずしも会員等を介在させる必要はない。</p> <p>したがって、空売りをした者が直接取引所に情報提供することも可能とするべきだと思う。</p>	<p>べ、規制の実効性を確保しながら規制コストを抑制することが可能になると考えられます。</p> <p>こうした点等を踏まえ、現行の枠組みを維持し、金融商品取引所の会員等を經由する方法を採用することとしたものです。</p>
27 ※	金商法施行令第26条の5第6項	店頭売買有価証券の空売りについて規定されているが、PTSでの空売りに係る残高情報の報告については、どの条文が根拠となるのか。	金融商品取引所に上場されている有価証券の空売りについては、金商法施行令第26条の5第1項から第5項までが適用され、店頭売買有価証券の空売りについては、同第6項により準用される同第1項から第5項までが適用されることとなります。
28	取引規制府令第15条の2第1項	残高情報の提供先となる「主たる金融商品取引所」を各市場参加者が特定しうるための制度的枠組みについて示してほしい。	金融商品取引所等の関係者において、円滑な運用が確保されるよう、必要な方策が採られるものと考えています。
29 ※	取引規制府令第15条の2第1項第1号	現行の0.25%から0.2%に報告水準を引き下げるとの案だが、わずかな引き下げであってもシステム変更など市場参加者には確実に負担が生じるところ、0.05%の引き下げがもたらす追加的な効用とは何か、またそれがシステム上の負担等を上回る理由についてご説明いただきたい。「規制の事前評価書」(2013年4月30日公表)には、「諸外国の規制の動向等を踏まえ、規制の枠組みを総合的に見直す必要がある」(4.(1)②)とされているが、これだけでは不十分と思われる。我が国では2008年10月以来、0.25%を基準とした報告を実施(これに対して、EUは2012年11月に至って、0.2%を基準とした報告を導入)。我が国での4年超におよぶ政策をどのように評価しているか。	現行の規制は、リーマンショック時に時限的措置として導入したものであり、当時から、将来における恒久化について、諸外国の動向等を踏まえつつ総合的に検討することとされてきたものです。今般の改正は、ご指摘の欧州における規制の動向等も踏まえ、報告水準を0.2%とするものです。
30 ※	取引規制府令第15条の2第1項第2号	公表水準を超える残高割合に比べると、公表に至らない残高割合(例:0.3%、0.4%)の変更報告を求める意義は乏しく、不要ではないか。	金融商品取引所や当局においては、一定規模以上の空売りポジションの動向等を把握する必要があり、公表に至らない残高割合についても、報告を求める意義があると考えられます。

31 ※		<p>「規制の事前評価書」（2013年4月30日公表）では、「空売りポジション報告・公表制度に関して、変更報告水準の新設により、空売りポジションの変更が変更報告水準の範囲内にとどまる場合には報告が不要となること等により、金融商品取引業者等において報告事務に関する費用が減少する。」（6.（1）①イ）としているが、変更報告水準を新設すること等により、システム開発負担及び新たな事務負担が生じるのは事実と思われる。現行通り、変更報告水準に依らずに報告をする投資家や取引参加者があった場合、報告方式を変更する負担を考慮して取引所は引き続きこれを受理することができることとしてほしい。</p>	<p>変更報告水準に至らない場合であっても、自主的に報告をすることは差し支えないものと考えられます。</p> <p>そのような報告をする場合における直近空売り残高割合（取引規制府令第15条の3第1項第8号）は、自主的に提供した残高情報を含め直近に提供した残高情報に係るものを記載する必要があるものと考えられます。</p>
32 ※		<p>システム対応の負担を考慮し、空売り残高割合が0.2%以上である場合、第2号に定める変更が無くとも、自主的に情報を提供することは禁止されないこととしてほしい。またその場合、直近空売り残高割合として記載する残高は、当該自主的に出したものを含めた直近の報告に記載した残高としてほしい。</p>	
33 ※		<p>「空売り残高割合に変更があったとき」に残高情報を提供しなければならないこととしているが、仮に全く取引を行うことなく、発行済株式総数の変更のみによって残高割合が変化した場合にも残高情報の提供を要する趣旨か。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
34 ※		<p>取引規制府令第15条の2第1項第2号では、空売りの残高割合に変更が必要な場合として、「当該変更前及び変更後の空売り残高割合のそれぞれについて小数点以下三位未満の端数を切り捨てて得た数値に変更がないとき」と定められているが、具体的な事例として、残高割合が0.21%から0.29%に変更になった場合は報告の必要はないが、0.29%から0.31%に変更になった場合は、変更後の割合を0.31%として報告する必要があるという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
35 ※	取引規制府令第15条の2第2項等	<p>「遅滞なく」を「直ちに」に改正することの意味は何か。事務負担の観点から、海外も含めた顧客からメール等で随時送られてくる</p>	<p>「直ちに」を充たすか否かは、個別事案において、実態に即して実質的に判断される必要がある</p>

		<p>ものを常時リアルタイムで把握してその都度取引所に送ることまでは義務付けられるものでなく、証券会社側で合理的な範囲でまとめて取引所に提出することは認められることを確認したい。</p>	<p>りますが、必ずしも残高情報の提供を受ける都度に別の他者に提供をしなくてはならないものではなく、複数の残高情報を取りまとめた上で提供をした場合であっても、それが合理的な範囲内ののであれば「直ちに」の要件を充たすものと考えられます。</p>
36 ※		<p>見直し（案）1.（4）によれば、「保有者が」「金融商品取引所の取引参加者を經由して」報告するとの説明がなされていたが、取引参加者としては、保有者の申告通りに報告すれば足りるとの趣旨と理解してよいか。</p> <p>また、今般の府令案では、顧客の委託を受けて空売りを行った取引所参加者が顧客から提供された残高情報を取引所に提供する時限が「遅滞なく」から「直ちに」と変更されているが、これは取引参加者は顧客から提供された残高情報の正確性を確認する立場にないことを反映したものと理解してよいか。</p>	<p>残高情報の報告は、公正な価格形成の観点から重要であり、正確な報告が求められますが、ご指摘のとおり、残高情報の正確な確認を取引参加者に求めるものではありません。</p>
37 ※	取引規制府令第15条の2第2項	<p>顧客は任意の一社を選んで報告するため、「顧客の委託を受けて空売りを行った」は不要ではないか。例えば、ある顧客のプライム・ブローカーがA社である場合、当該顧客の空売り報告は、実際に空売りの執行を委託した証券会社がどこであるかを問わず、多くの場合A社の本邦拠点である証券会社を通じて報告されることとなるを考える。</p>	<p>空売りに全く関与していない者に報告を経由させる法的義務を負わせることは、これを正当化する根拠がない限り適当でないと考えられるため、複数の相手方に対し指定有価証券の空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをしたときは、「当該複数の相手方のうちいずれか一の者」に対し残高情報を提供しなければならないこととしています。</p>
38 ※	取引規制府令第15条の2第3項	<p>新設された同項（自己の計算による空売りを行った者の報告義務）は、同第6項（空売りの委託をした者の報告義務）と同様の趣旨（証券会社の顧客が証券会社に対して空売り残高の報告を行う）の規定であるように読めるが、どのような違いがあるのか。</p>	<p>取引規制府令第15条の2第3項の「自己の計算による空売りを行った者」とは、取引所金融商品市場や私設取引システム等において空売りである売付けを行った者をいい、証券会社に空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みを行った者はこれには含まれません。証券会社に空売り</p>

			の委託又は委託の取次ぎの申込みを行った者については、同条第6項が適用されます。
39 ※	取引規制府令第15条の3第1項第8号	<p>同号が新設され、残高情報の内容として、「直近空売り残高割合」が追加されている。</p> <p>しかし、空売りポジションを把握するという、空売りポジションの報告・公表の制度趣旨からすれば、既に報告・公表されている「直近空売り残高割合」の情報を提供することは、不要であると考えます。</p> <p>特に、公表については、機関投資家の投資戦略の手の内を開示することになり、運用ノウハウの流出など、デメリットの方が大きいと考えます。</p> <p>また、EUにおいても、「直近空売り残高割合」の情報の提供までは求めていない。</p> <p>従って、同号のうち、「直近空売り残高割合」に係る部分の削除を要望する。</p>	<p>前回報告時の計算年月日及び残高割合は、一定以上の空売りポジションを保有する者の動向を把握するために必要な情報と考えられます。</p>
40 ※		<p>変更報告の場合に前回報告時の計算年月日及び残高割合を加えるとの案については、かかるデータ（前回提出データ）を抽出及び保管、また各銘柄毎にそれと照合するためのシステム負担が多大なことから、不要としてほしい。</p>	
41 ※	取引規制府令第15条の3第2項	<p>「残高数量」の算出においては、例えばヘッジ取引や裁定取引などに係るポジションを切り分けて除外することはシステム対応を含め実務上困難である。従って、残高数量の算出においては除外項目をなくすか、又はこれを除外せずすべての空売りポジションの合計を残高数量として提供した場合にも問題ないものとする取扱いとしてほしい。</p>	<p>ご指摘の「残高数量」の計算に係る規定においては、正確な空売りポジションが計算されるよう、実態として実売りである取引など、一定の取引を除外しているものです。</p> <p>したがって、「残高数量」の計算にあたっては、実務上可能な限り、当該規定に基づき計算することが必要と考えられます。</p>
42 ※		<p>「残高数量」の算出において、一部の明示確認義務適用除外の空売りおよび価格規制適用除外の空売りが除外されることとなっているが、これらを切り分けて除外することはシステム対応を含め実務上困難である。このため、残高数量の算出については、法人単位での全てのショート・ポジションのうち、後日買い戻す必要がある数量を報告することを認めてほしい。</p>	
43		<p>同項では、空売りの残高数量の計算の対象</p>	<p>取引規制府令第9条の3第1</p>

※		<p>にならないものとして、括弧書きにて除外されているが、第9条の3第1項（取引所市場）、同第2項（店頭売買市場）、同第3項（PTS市場）それぞれにおいて除外されている取引が異なっているが、どのような理由があるのか。</p> <p>また、第9条の3第1項のうち、第8号（立会外取引）及び第18号（信用取引）が計算対象に含まれることとなったが、どのような理由によるものか。</p>	<p>項の規定は、取引所金融商品市場における売付けのみならず、店頭売買有価証券市場又は私設取引システムにおける売付けについても適用される規定です。</p> <p>同条同項第8号を計算対象に含めた点については、取引所金融商品市場における空売りによるものに限らず空売りポジション全体を報告することとしたことに伴う改正です。</p> <p>なお、同条同項第18号は改正前から計算対象に含められていたものです。</p>
44 ※		<p>「残高数量」の算出上除外される取引の種類が、取引所取引、店頭売買有価証券取引及びPTS取引の間で大きく異なっている。混乱を招くだけでなく、実質的にも不整合な規制となるため望ましくないものとする。したがって、同種の項目については、3つの取引態様の間で性質上異なる規定とする必要がある場合を除き、統合的な規制としてほしい。</p>	
○施行日関係			
45	金商法施行令附則第1項	<p>実施時期とされる本年11月は、ヘッジファンドの決算期で売り注文が増加する時期で11月の実施は避けるべき。日本版ISAの実施に向けたシステム開発等が終わる来年1月以降の実施を希望。</p>	<p>実施時期は、市場関係者の準備期間や諸外国の空売り規制の動向等を総合的に勘案し、11月としたものです。</p>
46	金商法施行令附則第2項	<p>改正府令により提出すべき残高情報の有無を確認しなければならないのは、施行日以降（実際にその提出が行われる期限は施行日の翌々日以降）であり、施行日当日およびその翌日に提出される残高情報は、旧府令に基づくものということによいか。</p>	<p>改正後の金商法施行令第26条の5の規定は、施行日以後に行われる空売りについて適用し、同日前に行われた空売りについては、なお従前の例によることとしています（金商法施行令附則第2項）。</p>
47		<p>施行日以前から0.25%以上の空売り残高があったために取引所に情報を提出していた銘柄があったとしても、施行日にあらためて0.2%以上であることを確認した場合には、新たに0.2%を超えた報告（内閣府令第15条の2第1項1号）として施行日の翌々日に提出することによいか。</p>	
48 ※	取引規制府令第17条第3号	<p>同号では、日々の買付け数量の制限を定めているが、過去の売買高の計算に当たっては、「当該取引所金融商品市場における当該上場等株券の売買数量」と規定されている。</p> <p>現在、東証と大証に重複して上場している銘</p>	<p>自己株式の取得については、主として株式を発行している会社による相場操縦を防止し市場の公正さを確保するために、自己株式取得を行うことができる</p>

	<p>柄で大証が主市場となっている銘柄については、本年7月に予定されている東証と大証の市場統合以降は東証が買付け市場となるため、東証で過去の売買高を基に買付け可能数量を計算することとなり、買付け可能数量が著しく少なくなってしまう場合が想定される。（大証単独銘柄については買付け可能数量が3売買単位のみとなってしまう。）</p> <p>規定の趣旨に鑑み得れば、市場統合以降は、主市場であった大証の売買高又は両市場の売買高を合算した売買高を基に買付け可能株数を計算することが理に適っていると考えられるが、そのような理解でよいか。</p>	<p>数量を、これを行う取引所金融商品市場の規模に照らして相応の取引量に限定するなどの要件を設けているものです。</p> <p>この規定の趣旨に鑑みれば、ご指摘のような市場統合が行われる場合については、「上場等株券の買付けを行う日の属する週の前四週間における当該取引所金融商品市場における当該上場等株券の売買数量」（取引規制府令第17条の第4号イ）として、市場統合前の取引所金融商品市場の売買数量を合計したものをを用いることは差し支えないものと考えられます。</p>
--	--	---